

未定稿

# 地域主権確立のための改革提案 ～権限と財源と責任の一致～

平成22年4月27日

大阪府知事 橋下 徹

(地域主権戦略会議議員)

# 権限と財源と責任の一致

## 現状

- \* 「国による決定」が地方の事務を大幅に侵食。権限と財源と責任が一致しない”融合“状態

## 検討しなければならないのは、“めざすべき国のかたち”

地域主権戦略会議  
の最重要テーマ！

- \* 国と地方の役割分担の明確化
  - ⇒ 外交、防衛など国家存立の基盤にかかる仕事は国で、それ以外は地方で
- \* “国の仕事は国の責任と財布で”、“地方の仕事は地方の責任と財布で”
- \* 融合から分離へ。「企画立案・決定・執行」のトータルで分離することが肝
  - ⇒ 「税財政自主権」の確立(地方の仕事量に見合う「税源移譲」)
  - ⇒ 地方の責任と判断のもとで地域の実情に即した政策展開  
「自主立法権」の確立(条例による上書き権)

## 提案

今回の議題である「一括交付金化」についての提案  
そして、前回議論された「義務付け・枠付けの廃止・縮小」と「市町村への権限移譲」についての補足

# 1. 一括交付金化①

受益と負担の関係を明らかにし、権限、財源、責任一致のもと、  
自立的な地域経営を！

## 現状・課題

- \* “めざすべき国のかたち”が示されていない中での一括交付金議論は、本質的な改革に直結しない(地方交付税との関係整理が見えない)
- \* 今、各省庁から提案されている「交付金」では地域主権改革は進まない

### (問題点)

「省庁縦割り」「対象は国が決定」「地方負担が存続」「総額決定・配分は国の権限」など

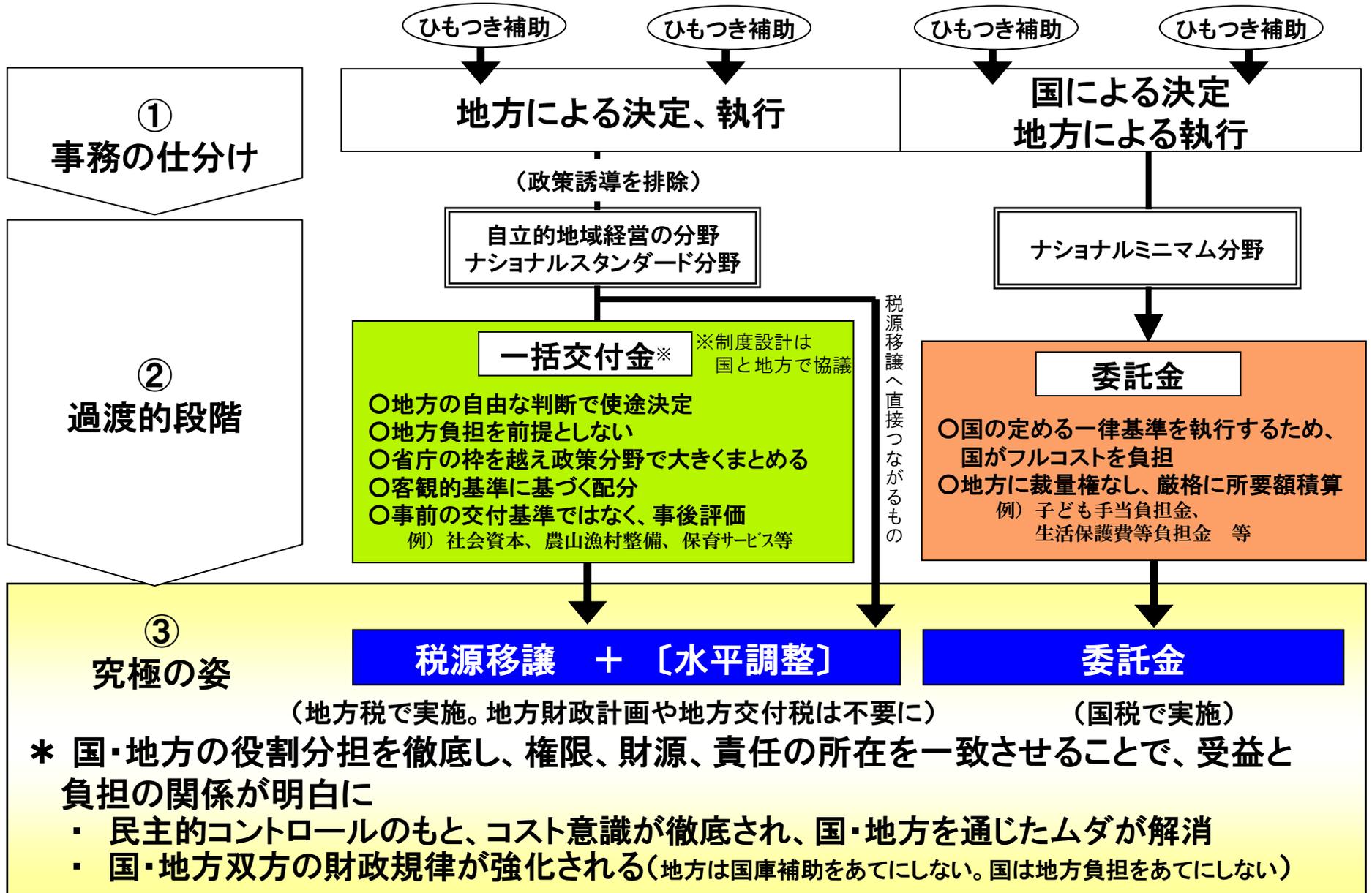
## めざす方向

- \* めざすべき姿(究極の姿)の実現に向けた「ステップ」(過渡的段階の措置)として「一括交付金」を活用

### (制度設計のポイント)

- ・ 現行のひもつき補助金の仕分けを行い、地方自らが決定し、執行可能な事務にかかるもののみを一括交付金の対象とする
- ・ 省庁の枠組みを超えて政策分野で大きくまとめ、地方自治体の自由な判断で用途を決定
- ・ 地方負担は前提としない

# 1. 一括交付金化②(イメージ)



# 2. 義務付け・枠付けの廃止・縮小

地方要望分104条項は、最低限のスタートライン(勧告は4076条項)。地域主権戦略会議の主導で速やかな「完全実施」を！

## 現状・課題

＊「地域主権改革一括法案」は、分権改革推進委員会の勧告に沿うものの、地方要望分104条項のうち一部実施にとどまり、根幹部分には踏み込まず

勧告通り実施(36条項)	勧告を一部実施(34条項)	実施困難(34条項)
道路構造基準の条例委任、公営住宅の整備基準・入居者資格基準の条例委任、民間施設において職業訓練を実施できる場合の基準を条例に委任 等	・保育所等の児童福祉施設の基準の条例委任(しかし、職員配置や居室面積などの根幹部分は地方に裁量なし) ・学校の設置基準の条例委任(地方の要望があれば省令改正により国の基準を見直し＝画一的な枠組みは維持) 等	学級編制基準の市町村への条例委任 等  一括法案に規定なし

根幹部分に踏み込まず

各省庁が「これで終わった」と幕引きを考えているのであれば大問題

## めざす方向

- ＊市町村が、「住民の安心」を担うためには、福祉・教育部門の自由度の拡大が不可欠
- ＊少なくとも、地方要望分104条項の速やかな完全実施は必須

(参考)地域主権改革一括法案の 落とし穴

- ▶ 保育所等の福祉施設に関する基準は、根幹部分の見直しを先送りし、見直しの期限が設定されていない！

＜参考＞地域主権改革一括法案 附則43条

(前略)規定の施行の状況等を勘案し、これらの規定に規定する基準及びこれらの規定に基づき国の行政機関の長が定める基準の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

- ▶ 学級編制基準等については、一括法に何の規定も置かれていない！

各省庁は「これで終わった」と幕引きを考えているのではないか

### 3. 市町村への権限移譲①

勧告の「完全実施」

政府地方分権改革推進委員会第1次勧告(82項目の法定移譲)は、地域主権戦略会議の主導で、全部実施を！

#### 現状・課題

- \* 各省庁は、勧告82項目中53項目について「移譲困難」と回答
- \* しかし、大阪府では、事務処理特例制度を活用して、制度上移譲できないもの以外、全てを市町村に移譲する方向  
(例えば、広域的な事務についても市町村の水平連携で処理するなど工夫)  
⇒ 専門性、広域性、効率性などを理由にした「移譲困難」は虚偽、省庁の自己保身
- \* 移譲にともなう財源移譲(フルコスト)について、まだ具体的な方針がない

#### めざす方向

- \* 総理のリーダーシップのもと、省益を超え、全国レベルで権限移譲を徹底すべき。その際、財源移譲について明確な方針を示すべき

# 3. 市町村への権限移譲②

## 勧告の「完全実施」(イメージ)

**方針** **大阪府での取り組み**  
事務処理特例制度による移譲

**大阪府庁「戦略本部会議」**

**53項目の整理方針を決定** (※別表を参照)

- ▶ **移譲予定のもの** **35項目**  
児童福祉施設設置認可等、農地転用許可、岩石採取・砂利採取計画認可、宅地造成工事規制区域指定・許可等、悪臭等の規制基準設定事務 等
- ▶ **今後移譲に向けて協議** **9項目**  
府費負担教職員の任命権、未熟児の訪問指導、高齢者向け優良賃貸住宅の供給計画の認定 など
- ▶ **事務処理特例制度で移譲できないものとして整理** **9項目**  
条例制定権や同意の廃止など事務処理特例条例の対象外のもの(旅館の衛生措置基準の設定など)

市町村との協議

**府と市町村との「協議の場」で調整**

法改正による移譲を要請

**方針** **政府**  
法改正による移譲

**「地域主権戦略会議」**

大阪府では、

- ▶ 省庁が「困難」としたものも移譲
- ▶ 町村まで広く移譲

↓

**全国的に実施の方針を！**

↓

地方との協議

**「国と地方の協議の場」で調整**

第1次勧告分以外にも、26項目を府独自に移譲  
造成宅地防災区域の指定、水質汚濁防止法・土壌汚染対策法に関する事務 など

### 勧告の「完全実施」を！

# 各省庁が移譲困難と回答したもの(53項目中の主な例) についての大阪府の対応

移譲が困難と回答があった主な項目	大阪府での事務処理特例制度による市町村への権限移譲の対応	備考
<b>【内閣府】</b>		
災害時における自衛隊の派遣要請（都道府県+市町村）	【一】権限移譲の対象外（法律の規定事項）	
<b>【文部科学省】</b>		
市町村設置幼稚園の閉鎖命令（都道府県→市）	【○】今後移譲に向けて協議	設置主体自ら閉鎖命令を行うことになるが移譲
学級編制基準の決定、教職員定数の決定、 市町村立学校職員の給与等の負担（都道府県→中核市）【検討】 県費負担教職員の任命権（指定都市まで→中核市まで）【検討】	【○】今後移譲に向けて協議 （給与負担は切り離し）	給与の負担を切り離し、人事権、市町村別の定数、 学級編制権を一定区域のまとまりのある先行的な モデル団体に移譲
<b>【厚生労働省】</b>		
特別養護老人ホームの設置認可（中核市まで→市まで）	【◎】34市町村に移譲予定	
保育所の設置認可（中核市まで→市まで）	【◎】34市町に移譲予定	
身体障害者手帳の交付（中核市まで→市まで）	【◎】27市町村に移譲予定	
未熟児の訪問指導（保健所設置市まで→市まで）	【○】今後移譲に向けて協議	訪問指導は移譲 養育医療給付は移譲（但し、財源（国庫を含め）の 市町村への交付等の仕組みは国と協議）
旅館の衛生措置基準の設定（都道府県→保健所設置市）	【一】権限移譲の対象外（条例制定権）	
<b>【農林水産省】</b>		
農地転用の許可（都道府県→市）	【◎】22市町に移譲予定	
農林物資製造業者への立入検査（都道府県+市）	【◎】7市に移譲予定	
<b>【経済産業省】</b>		
火薬類の製造・販売・消費許可（都道府県→市町村）	【◎】32市町村に移譲予定	
砂利採取計画の認可（都道府県→市）	【◎】26市町村に移譲予定	
<b>【国土交通省】</b>		
開発行為の許可（特例市まで→市まで）	【◎】20市町村に移譲予定	
緑地保全地域の行為の規制（中核市まで→市まで）	【◎】37市町に移譲予定	
土地区画整理事業の認可（特例市まで→市まで）	【◎】26市町村に移譲予定	
市街地再開発事業の認可（都道府県→指定都市）	【◎】2市（政令市のみ）に移譲予定	
高齢者向け優良賃貸住宅の供給計画の認定（中核市まで→市まで）	【○】今後移譲に向けて協議	移譲（但し、財源（国庫を含め）の市町村への交付等 の仕組みは国と協議）
<b>【環境省】</b>		
ばい煙発生施設の設置の届出受理（中核市等まで→特例市まで）	【◎】23市町村に移譲予定	
騒音に係る規制地域の指定（特例市まで→市まで）	【◎】25市町に移譲予定	

## 事務処理特例制度※を改善して、その活用を促進し、地方からの権限移譲の動きをさらに加速！

※都道府県知事の権限を、法改正により一律に市町村長の権限に書き換える法定移譲に対して、各都道府県の条例で、知事の個別の権限を特定の市町村に移譲する制度。法律の権限に関する規定部分を“上書き”する効果

### 現状・課題

＊ 権限移譲にともなって生じる、国からの財源措置や審議会への諮問といった関連事務の移譲について、分権委員会勧告で方向性が示されているにもかかわらず、政府におけるトータルな方針が明確にされておらず、市町村が二の足をふんでいる

例) 府県費負担教職員の市町村への人事権等移譲にかかる財源の扱い

- ・ 母子寡婦福祉資金貸付の事務など、事務処理に係る国の財政支援の対象が都道府県に限定されていることで、事務処理特例制度による権限移譲が事実上困難となっているものは、個別の法令や補助金・負担金制度の見直しを行う
- ・ 開発審査会への諮問など、事務の処理にあたり都道府県の審議会等の意見聴取が必要とされるものについては、個別法令により禁止されていないかぎり、同種の附属機関を市町村で設置することで諮問手続についても移譲は可能  
(地方分権改革推進委員会第1次勧告より)

### めざす方向

- ＊ 事務処理特例制度を活用し、市町村に権限移譲を行った場合には、移譲事務に付随する国庫負担制度や審議会などの諮問手続きについても、移譲先の市町村で適切に実施できるよう、取り扱いを明確にすべき
- ＊ 事務処理特例制度による個別法令の“上書き”の効果をも、財源措置にも及ぼすべき



※ 本提案書は、政府の地域主権戦略会議の検討材料となるよう、同会議の構成メンバーとしての橋下知事の見解、アイデアをとりまとめたものであり、大阪府として、その実現可能性の検証や関係団体・機関との調整を終えたものではない。また、当然のことながら、現行制度に基づく執行などを否定するものでもない。